

定期監査報告書

第1. 監査の概要

1. 監査の対象

- 平成28年度上半期（9月末現在）の歳入歳出予算の執行状況
- 平成28年度上半期（9月末現在）の町税等の収納状況
- 平成28年度上半期（9月末現在）の主要事業の取組状況
- 平成28年度上半期（9月末現在）の契約に関する事務
- 平成28年度上半期（9月末現在）の公共用施設の管理に関する事務
- 平成28年度上半期（9月末現在）の遊休施設の管理に関する事務

2. 監査の期間

平成28年11月22日（火）

3. 監査の方法

監査にあたっては、事前に提出された監査の対象とした資料の事務事業の状況をもとに、関係文書、諸帳簿、帳票類などが関係法規等に準拠して適正に執行及び処理されているのかどうか、行政効果を上げるための配慮がされているのかどうか等について、所管課等の説明を求めて書類と実地による確認を行った。

第2. 審査の結果

(1) 歳入歳出予算の執行状況

歳入の確保に努め、収支のバランスに配慮した計画的かつ適正な予算執行に努められたい。

(2) 町税等の収納状況

滞納繰越分の各種税、税外収入の収納率は、依然として低調な状況下にある。負担公平の原則に鑑み、収納率向上のための更なる取り組み強化に努められたい。

(3) 主要事業の取組状況

主要事業は、町の最上位計画である三種町総合計画に掲げる将来像の

実現に向けた事務事業として予算に計上されていることから、事務の執行に際しては漫然と処理することなく、十分な精査と適切なスケジュール管理のもと、最大限の事業効果が期待できる取り組みに努められたい。

(4) 契約に関する事務

法令を遵守し、当町の例規に則った適切な事務の執行による予算の効率的な運用に努められたい。

(5) 公共用施設の管理に関する事務

休止している有用な施設の利活用策を早急に検討されたい。

公共施設の町民1人あたりの床面積のあり方、利用状況を踏まえた統廃合など、全町的な視点から施設配置と整備の方向性について検討されたい。

(6) 遊休施設の管理に関する事務

3町が合併して10年が経過したが、合併前の3町から引き継いだ負の財産ともいえるべき遊休施設と同施設内の不要物品、行政文書などへの対応が未着手となっている。朽ちていることに起因する施設の周囲に与える景観上や危険性に留意した計画的な処理対応策について検討されたい。